

おおいた「食」のストーリー継承事業に係る食文化講座業務委託仕様書

- 1 業務名 おおいた「食」のストーリー継承事業に係る食文化講座業務委託
- 2 委託業務期間及事業実施予定日
委託業務期間：契約締結の日～令和7年2月28日
実施予定日：おおいたごはん（食）の日である11月19日を中心に11月～令和7年1月に実施
- 3 事業の目的
大分県食育推進条例で定める11月19日の「おおいた食（ごはん）の日」及び「おおいた食育ウィーク」の県民への認知向上を図る。
また、県が第4期食育推進計画に掲げる「地域の郷土料理、食文化の伝承と発展」、「農林水産物への理解促進」などを目的とし、魚食文化を学ぶことのできる食文化講座を、高校生や大学生等を中心とした若者世代を対象に開催する。
- 4 会場及び来場目標数
県内：食文化講座 4回 延べ120人
- 5 業務委託内容
 - (1) 講座等の企画、助言
事業の目的を達成するため、講座等の企画を行うとともに、事業に対する助言を行うこと。
また、県と協議の上決定した企画内容については、確実に実施すること。
県が実施を予定している主な事業は以下のとおり
 - ① 地域に伝わる食文化の体験型講座の実施（郷土料理実習、試食などを含む）：4回
 - ② 食文化講座で使用する資料等の作成
 - (2) 連絡調整
県および協力者（団体・講師等）、関係機関等との連絡調整、事業に係る業務を円滑に行うため、担当者をおくこと。
 - (3) 企画・運営にあたっての留意点
事業の企画・運営にあたっては、以下の点に留意すること
 - ① 魚食文化や郷土料理を学ぶとともに、水産業への理解を深める講座であること。
 - ② 県内における地域バランスを考慮すること。また、海に面していない市町の食文化（川魚に関するもの）も取り入れること。
 - ③ 参加対象である若者世代にあった内容とすること。
 - ④ 大分県の食文化の保護・継承のため、啓発用資材を作成すること。また、料理体験等を行う場合は、作成するメニューの配布用レシピ等の資料を作成すること（参加者数）。
 - ⑤ 啓発用資材、配布用レシピ等については、校正は責とせず、校了まで必要な回数を行うこと。

(4) 食文化講座開催に関する業務

① 食文化講座の全体運営に関する業務

- ア) 食品衛生対策
- イ) 講座に係る事務・実務
- ウ) 来場者の確保
- エ) 事前または当日の受付及び進行運営管理
- オ) 進行スタッフ（司会、講師等）の手配及び管理
- カ) 運営スタッフ（受付、誘導、来賓等の接遇対応など）の手配及び管理

② アンケート調査の実施と集計

- ア) 来場者に対するアンケート調査の実施
- イ) アンケートの回収および集計、分析

③ 報告物の作成と提出

- ア) 写真等を添付した実施報告書の提出
- イ) 資料・印刷物等のデータの納品
- ウ) アンケート結果等

6 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、衛生管理等の対策を講じること。
- (2) 広報物等の著作権は、大分県に帰属するものとする。
- (3) 来場者については、有料（金額も含め）・無料について明確にすること。
- (4) 作成した印刷物やパネル等著作物の著作権は大分県に帰属し、大分県は受託者の承諾なしに自由に使用・改変・複製できるものとする。
- (5) 別記「秘密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を遵守すること。